

第 6297 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 9日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 所得税の現金主義

Q : 今年、パン屋を始めた個人事業者です。記帳する場合は発生主義や実現主義によらないといけないようですが、もっと簡単な方法はありませんか？

A : 現金主義が認められる場合があります。

【解説】

現金主義とは、所得計算に係る収入及び費用を現金の入金及び出金で捉えるというもので、次の小規模事業者に特例的に認められている制度です。

[小規模事業者]

小規模事業者とは、次の要件を満たす者をいいます。

①その年の前々年分の不動産所得の金額と事業所得の金額の合計額が300万円以下（事業専従者の必要経費の特例を適用する前の金額）である者

②すでに①の適用を受けたことがあり、その後この特例を受けないこととなった者で、再びこの規定の適用を受けることに付き税務署長の承認を受けたもの

この規定の適用を受けようとする場合は、その年3月15日（その年の1月16日以後に業務を開始した場合には、その開始した日から2月以内）までに、この規定の適用を受ける旨の届出書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

そして、この規定の適用を取りやめる場合は、そのやめようとする年の3月15日までに取りやめの届出書を所轄税務署長宛に提出しなければなりません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

